

平成 22 年 2 月 26 日

内閣府 大臣政務官 泉 健太 殿

## 障害者制度改革に関して（申入）

拝 啓 鳩山総理大臣のご意向のもと、障害者制度の改革について熱心なる取り組みを賜り感謝申し上げます。去る平成 21 年 12 月 8 日の障害者制度改革推進本部の設置を閣議決定のあと、推進本部における作業が進行している事と思えます。

さて、障害者制度は戦後、太平洋戦争による傷痍軍人対策を主たる狙いとして身体障害者福祉法が制定されたことに始まったことから、長いあいだ、小児・児童の障害、知的障害、精神障害、発達障害、あるいは高次脳機能障害や高齢化に伴う脳卒中などの中途障害者、リウマチを初め ALS などの中途全身性疾病・障害など、多種にわたる障害や疾病に対する対策は大きく遅れております。様々な状況に対応すべく経過的に手直し、改善がなされてきたものの、基本的には慈善、恩恵、同情を根拠にした、「施し」的な対応から脱却しないまま今日に至っております。

しかしながら、障害のある人々をめぐる社会の状況やニーズ、生活環境は大きく変化し、根本的な理念の構築と対策の見直しを行うべき時にあります。

また、障害者権利条約や障害者差別禁止法などに対する各国の対応にみられるように、国際社会における障害者福祉の哲学、対応・対策は大きく変化しております。これまでのような慈善や同情による施策ではなく、障害のある人々の基本的人権を確立し、生存権・生活権を保障し、対等の権利、義務、機会を確保し、同じ国民として社会に参加して生活すること、できることで貢献する側にも立てることも実現することなど、新たな思想の構築・確立、そして具体的で効果ある対策を講じることが、わが国における重要で緊急な課題であります。

そのような非常に大切な時期に、国民が待望するマニフェストを携え、政権交代がなされたことは、わが国の障害者福祉もまたようやく根本から改革される可能性を感じさせるものであり、大いに期待しているところであります。

鳩山総理大臣を本部長とする障害者制度改革推進本部による新たな取り組みは、制定されて 60 年余を経過した身体障害者福祉を根本から見直し、新たな哲学、理念、対策を構築すべき絶好の機会であるとともに、しかし、まんいち誤れば 21 世紀の国民の福祉を欠落、後退させるかもしれない危険、そして障害あ

る国民に損失、損害をもたらすことになりかねません。

その視点からも、現在すでに進められている検討会議においては障害当事者を多く参加することとされましたが、人数だけの問題ではありません。次のような配慮を確実に行っていただきたいことを申し入れる次第です。

第一に、わが国においても様々な疾病や障害の人々がたくさんいることから、それぞれの状況や事情を正確に把握し、対応を誤ることのないよう、委員の人選においては幅広く包含し、構成し、また偏ることのないように慎重にされたいこと。現状において、明らかに「偏り」があり、わが国の様々な障害のある人々を包括しての検討が実現できないことの危険があります。近年、わが国においてもこれまで包括されていなかった障害や持続的な疾病について、新たに「障害」として認定し福祉制度を適用する方向にあります。国際的な対応からすれば、わが国はむしろ継続的に消極的な姿勢にとどまっております。現に様々な持続的な疾病や障害のある国民が多数いることを重大に認識し、検討や策定過程においては、障害当事者の意見を聴くというこのたびの考え方に基づき、きちんと委員などに選任し、常に意見を聴くこと。発言しようにもその機会を与えていない当事者がたくさんいることをお忘れなさないで下さい。

あわせて、当事者にとどめず、やはり障害のある人々の生活、成長、心身の健康の確保、障害の軽減ならびにリスクの除去、教育の確保、雇用・就労の確立などのための関係者も共に参加させ、障害ある人を支える環境や対策の検討も可能とすること。

第二に、障害福祉を当事者やその関係者の議論にとどめることなく、すべての国民の共通の課題であるとの視点にたち、新たな制度作りを通して障害福祉を国民全体の問題として認識させること。国民が障害を負ったときには国が責任を持って対応、対策を図ることの理念を明確にし、具体的で実効効果のある対策・対応を確立すること。

末筆ながら、泉政務官のますますのご活躍をお祈り申し上げますと共に、以上についてのご配慮を、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

障害者差別禁止法（JDA）を実現する全国ネットワーク

会 長 新 田 輝 一  
専務理事 伊 東 弘 泰